

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 7 月 3 日 (金) 第120号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

○鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (※) (水産振興課取扱い) 1

告 示

○生産事業者の登録 (森林経営課取扱い) 2

○森林病虫害等防除法の規定に基づく伐採木等の移動制限の命令 (森づくり推進課取扱い) 2

○保安林の指定施業要件の変更 (森づくり推進課取扱い) 3

○保安林の指定施業要件の変更予定 (森づくり推進課取扱い) 3

○管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課取扱い) 3

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習 (生活衛生課取扱い) 4

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習 (通信制) (生活衛生課取扱い) 4

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 5

○介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (高齢者生き生き推進課取扱い) 5

○介護保険法に基づく介護医療院の開設の許可 (高齢者生き生き推進課取扱い) 5

○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 5

○肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 6

○特定農業用ため池の指定の解除 (農地保全課取扱い) 6

○特定農業用ため池の指定 (農地保全課取扱い) 6

○公共測量の終了 (監理課取扱い) 7

○都市計画と畜場の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 7

○道路の位置指定 (南薩地域振興局取扱い) 7

公 告

○令和 2 年度職業訓練指導員試験公告 (雇用労政課取扱い) 7

○令和 2 年度第 1 回家畜人工授精講習会開催公告 (畜産課取扱い) 10

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

○直接請求の連署に必要な有権者の数 (※) (選挙管理委員会取扱い) 12

公 安 委 員 会 規 則

○交番, 駐在所等の名称, 位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則 (※) (地域課取扱い) 13

規 則

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 7 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿 児 島 県 規 則 第 48 号

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則 (昭和54年鹿児島県規則第88号) の一部を次のように改正する。

第2条後段中「令和2年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条の表経営等改善資金の部7の項貸付対象資金の内容の欄中「薬品・漁網防汚剤」を「薬品及び漁網防汚剤」に改め、同表生活改善資金の部1の項貸付対象資金の内容の欄中「太陽熱利用温水装置」の次に「の設置」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第643号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者として登録した。

令和2年7月3日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	生産事業者の名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第5417号	有限会社南原農園 薩摩郡さつま町柏原3265番地	種穂の採取 幼苗の育成	有限会社南原農園 薩摩郡さつま町柏原3265番地

鹿児島県告示第644号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等が付着している伐採木等の移動の制限を命ずる予定である。

令和2年7月3日

鹿児島県知事 三反園訓

1 区域及び期間

- (1) 区域
県全域
- (2) 期間

令和2年8月1日から令和3年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。以下同じ。）の次の表の左欄に掲げる区域から同表の右欄に掲げる区域内への移動又は同表の右欄に掲げる区域内における移動は、松くい虫を駆除した後でなければしてはならない。

鹿児島市，鹿屋市，枕崎市，阿久根市，出水市，指宿市，西之表市，垂水市，薩摩川内市，日置市，曾於市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市，志布志市，南九州市，伊佐市，始良市，薩摩郡，出水郡，始良郡，曾於郡，肝属郡及び熊毛郡（屋久島町口永良部島の区域を除く。）の区域	奄美市，鹿児島郡，熊毛郡のうち屋久島町口永良部島及び大島郡の区域
--	----------------------------------

4 命令をしようとする理由

松くい虫の被害が発生していない区域への松くい虫の被害のまん延を防止するため

5 その他

1の(1)に掲げる区域内において森林，樹木，指定種苗又は伐採木等を所有し，又は管理する者は，この告示の日から2週間以内に，理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

鹿児島県告示第645号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和 2 年 7 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成 7 年12月20日鹿児島県告示第1919号，平成11年 3 月26日鹿児島県告示第543号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第646号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 2 年 7 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
大島郡龍郷町久場字福里698番，字阿丹崎870番，877番
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第647号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により管理理容師資格認定講習会を，美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

令和 2 年 7 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 主催者
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目 7 番26号有明フロンティアビルB棟 9 階
- 2 講習日程
令和 2 年11月30日（月），同年12月 7 日（月）及び同月14日（月）
- 3 講習会場
鹿児島県市町村自治会館
鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号

4 講習科目及び講習時間数

- (1) 管理理容師資格認定講習会
公衆衛生 4時間
理容所の衛生管理 14時間
- (2) 管理美容師資格認定講習会
公衆衛生 4時間
美容所の衛生管理 14時間

5 受講料

16,000円

6 受講申込先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所
福岡市博多区千代一丁目2番4号福岡生活衛生食品会館3階
電話番号 092-632-4501

鹿児島県告示第648号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によりクリーニング師の研修を、同法第8条の3の規定により業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

令和2年7月3日

鹿児島県知事 三反園訓

1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8番2号

2 研修及び講習の名称

- (1) クリーニング師研修（第1型）
- (2) 業務従事者講習（第1型）

3 研修及び講習の開催年月日並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	会場の名称	所在地
令和2年10月25日	リナシティかのや	鹿屋市大手町1番1号
令和3年1月31日	独立行政法人高齢・障害・求職者 雇用支援機構鹿児島支部鹿児島職 業能力開発促進センター	鹿児島市東郡元町14番3号

4 受講料

- (1) クリーニング師研修 5,000円（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得るための研修（以下「特管物研修」という。）を含む場合にあっては、8,000円）
- (2) 特管物研修 3,000円
- (3) 業務従事者講習 4,500円

鹿児島県告示第649号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によりクリーニング師の研修を、同法第8条の3の規定により業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

令和2年7月3日

鹿児島県知事 三反園訓

1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8番2号

2 研修及び講習の名称

- (1) クリーニング師研修（第2型）
- (2) 業務従事者講習（第2型）

3 研修及び講習の申込受付期間並びにレポート提出締切年月日

受 付 開 始 年 月 日	受 付 締 切 年 月 日	レポ-ト提出締切年月日
令和 2 年 9 月 1 日	令和 3 年 1 月 20 日	令和 3 年 2 月 8 日

4 受講料

- (1) クリーニング師研修 5,000円
(2) 業務従事者講習 4,500円

鹿児島県告示第650号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和2年7月3日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
地域密着型特別養護老人ホームサンピアよつ葉	指宿市東方10235番地1	社会福祉法人いぶすきケアネット	指宿市東方10235番地1	大重 勝弘	令和2年6月1日	短期入所生活介護

鹿児島県告示第651号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

令和2年7月3日

鹿児島県知事 三反園訓

施設		指定介護療養型医療施設の開設者			辞退年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
佐藤医院	霧島市溝辺町有川327番地2	医療法人昭山会	霧島市溝辺町有川327番地2	佐藤 昭人	令和2年5月31日	介護療養施設サービス

鹿児島県告示第652号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和2年7月3日

鹿児島県知事 三反園訓

施設		介護医療院の開設者			許可年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
井ノ上病院介護医療院	鹿屋市王子町3980番地1	医療法人碧仁会	鹿屋市王子町3980番地1	飯隈 忠仁	令和2年6月1日	介護医療院サービス

鹿児島県告示第653号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和2年7月3日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
地域密着型特別 養護老人ホーム サンピアよつ葉	指 宿 市 東 方 10235番地 1	社会福祉法人い ぶすきケアネッ ト	指 宿 市 東 方 10235番地 1	大重 勝弘	令和 2 年 6 月 1 日	介護予防 短期入所 生活介護

鹿児島県告示第654号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 2 年 7 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

登 録 番 号	更 新 後 の 登 録 の 有 効 期 限	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称	保 証 成 分 量 (%)	そ の 他 の 規 格	生 産 業 者	
						氏 名 又 は 名 称	住 所
鹿 児 島 県 肥 第 1199号	令 和 8 年 6 月 27日	肉 骨 粉	豚 チ キ ン ミ ー ル	窒 素 全 量 9.0 りん 酸 全 量 6.0	該 当 な し	有 限 会 社 溝 辺 油 脂	霧 島 市 溝 辺 町 三 縄 1092番 地 3
鹿 児 島 県 肥 第 1200号	令 和 8 年 8 月 11日	魚 か す 粉 末	6 - 10 魚 か す 粉 末	窒 素 全 量 6.0 りん 酸 全 量 10.0	該 当 な し	株 式 会 社 窪 田 商 店	鹿 児 島 市 城 南 町 19 番 10 号
鹿 児 島 県 肥 第 1202号	令 和 8 年 9 月 18日	魚 か す 粉 末	5019 魚 骨 粉	窒 素 全 量 5.0 りん 酸 全 量 19.0	該 当 な し	株 式 会 社 窪 田 商 店	鹿 児 島 市 城 南 町 19 番 10 号

鹿児島県告示第655号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により指定した次の特定農業用ため池の指定を解除した。

令和 2 年 7 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

特 定 農 業 用 ため 池 の 名 称	特 定 農 業 用 ため 池 の 所 在 地	解 除 年 月 日
中面溜池	阿久根市多田字中面2083番乙3 外5筆	令和 2 年 6 月 23日
池谷池	曾於市末吉町岩崎字柳場1996番	令和 2 年 6 月 23日
峯下池	熊毛郡中種子町増田字桑木坂7617番1	令和 2 年 6 月 23日
御山池	熊毛郡中種子町増田字山頭8431番1	令和 2 年 6 月 23日
藤田池	熊毛郡南種子町荃永字藤田252番	令和 2 年 6 月 23日
ヌカズ1池	熊毛郡南種子町平山字ヌカズ489番9	令和 2 年 6 月 23日

鹿児島県告示第656号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、次のとおり特定農業用ため池を指定した。

令和 2 年 7 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

特 定 農 業 用 ため 池 の 名 称	特 定 農 業 用 ため 池 の 所 在 地	指 定 年 月 日
下里池	南九州市川辺町神殿字神殿寺1857番3 外1筆	令和 2 年 6 月 23日
寶満池	伊佐市大口下殿字池ノ山1017番	令和 2 年 6 月 23日

原田池	伊佐市大口原田字原田1109番	令和 2 年 6 月 23 日
米山溜池	垂水市海潟字米山1644番 外 4 筆	令和 2 年 6 月 23 日

鹿児島県告示第657号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省大阪航空局鹿児島空港事務所長から令和元年10月11日鹿児島県告示第418号で告示した公共測量の実施は、令和2年3月24日終了した旨の通知があった。

令和 2 年 7 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第658号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により阿久根市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 7 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 阿久根都市計画と畜場
 - (2) 名称 阿久根食肉流通センター
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

南薩地域振興局告示第4号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 2 年 7 月 3 日

南薩地域振興局長 大山浩昭

指定の年月日	申請者の住所及び氏名等	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
令和 2 年 5 月 18 日	指宿市池田3146番地 8 川路豊	指宿市西方字現示2188番 9	20.20	4.76～5.36
令和 2 年 5 月 28 日	鹿児島市西陵三丁目28番22号 株式会社トータルハウジング 代表取締役 渡邊孝太郎	南九州市穎娃町牧之内字下門後1622番 1	64.25	6.03～6.05

公 告**令和 2 年度職業訓練指導員試験公告**

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定により、令和 2 年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和 2 年 7 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 試験の実施期日
 - (1) 学科試験
令和 2 年 9 月 6 日 (日)

- ア 指導方法 午前10時から午前11時まで
- イ 関連学科 実施しない。

(2) 実技試験
実施しない。

2 試験の実施場所

かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）

3 試験を実施する免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11の免許職種の欄に掲げる免許職種

4 学科試験の科目

指導方法（職業訓練原理，教科指導法，訓練生の心理，生活指導及び職業訓練関係法規）

5 受験資格

試験を受けることができる者は，法第30条第3項に定める者であって，6に該当することにより，実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の免除を受けることができるものとする。ただし，次のいずれかに該当する者は，試験を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け，当該取消しの日から2年を経過しない者

6 試験の免除

実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は，次のとおりとする。

免除を受けることができる者	免 除 の 範 囲
免許職種に関し，1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し，2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し，職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し，職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科，建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては，学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科，建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては，学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあつては，職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者であつて，法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができるものに限	学科試験のうち指導方法

る。)	
免許職種に関し、短期養成課程（実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。）の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、短期養成課程（実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。）の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）	学科試験のうち関連学科
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験
省令第45条の2第3項第4号に規定する者	実技試験の全部

7 試験手数料

学科試験 3,100円

8 受験手続

(1) 提出書類等

ア 職業訓練指導員試験受験申請書

イ 写真（申請前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの脱帽正面上半身像のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

ウ 受験資格を証明する書面

エ 試験の免除を受けようとする者は、試験の免除を受けることができるであることを証明する書面

オ 試験手数料（鹿児島県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納入すること。ただし、送付の方法により受験申請書を提出する者で、鹿児島県収入証紙を入手しにくいものにあつては、鹿児島県収入証紙に代えて普通為替証書又は定額小為替証書を同封することができる。なお、受験申請書等を受理した後は、試験手数料は返還しない。）

(2) 提出書類等の提出先

鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

9 提出書類等の受付期間

令和2年7月16日（木）から同年8月6日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、令和 2 年 8 月 6 日の消印のあるものまで受け付ける。

10 職業訓練指導員試験受験申請書の用紙の交付

職業訓練指導員試験受験申請書の用紙は、鹿児島県商工労働水産部雇用労政課において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、140円分の切手を貼った返信用封筒（縦33センチメートル、横24センチメートルの角形 2 号）を同封すること。

11 受験票の交付

職業訓練指導員試験受験申請書を受理し、受験資格があると認めた者に対しては、受験票を交付する。

12 合否判定の基準

学科試験の指導方法について満点の 6 割以上の得点がある場合に合格とする。

13 合格者の発表

合格者の受験番号を令和 2 年 9 月 25 日（金）に鹿児島県商工労働水産部雇用労政課前の廊下及び鹿児島県のホームページ（<https://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示するとともに、合格者に対し、郵便により通知して行う。

14 その他

(1) 試験についての照会（試験の合否に係るものを除く。）は、鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（電話099-286-3019）に対して行うこと。

(2) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によるものとし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書すること。

(3) 試験に関して、不正行為を発見したときは、その者について試験を停止させ、又はその者の試験を無効とする。

なお、不正の手段によって試験を受け、合格した者に対しては、合格を取り消し、合格証書を返還させる。

(4) 受験者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（科目の得点）を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して 1 月間とし、開示を行う場所は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課とする。

.....

令和 2 年度第 1 回家畜人工授精講習会開催公告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第 2 項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和 2 年 7 月 3 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開催期日

令和 2 年 8 月 31 日（月）から同年 10 月 5 日（月）までの日（県の休日を除く。）

2 開催場所

鹿児島県農業開発総合センター畜産試験場（霧島市国分上之段2440番地）

3 講習会の定員

30人

4 講習会に係る家畜の種類

牛

5 受講及び修業試験の免除

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学その他農林水産大臣の指定する教育機関（以下「大学等」という。）において家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号。以下「省令」という。）第23条第 1 項各号に掲げる科目のうち次に掲げる科目を修めた者に対しては、その修めた科目（以下「受講等免除科目」という。）についての講習会の受講及び修業試験を免除する。

- ア 学科 畜産概論，家畜の栄養，家畜の飼養管理，家畜の育種，生殖器解剖，繁殖生理，精子生理又は種付けの理論
- イ 実習 家畜の飼養管理，家畜の審査，生殖器解剖又は発情鑑定
- (2) 他の種類の家畜について講習会の修業試験に合格している者に対しては，省令第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる一般科目についての講習会の受講及び修業試験を免除する。
- 6 受講手続
- (1) 提出書類等
- ア 家畜人工授精講習会受講願書
- イ 履歴書
- ウ 写真（出願前 6 月以内に撮影した縦 4 センチメートル横 3 センチメートルの脱帽正面上半身像のもの）
- エ 5 に該当する者にあつては，家畜人工授精講習会受講等免除願及び大学等において受講等免除科目を修めたことを証する書面又は修業試験の合格証明書の写し
- (2) 提出書類等の提出先
- 受講希望者の住所地を管轄する家畜保健衛生所又はその支所（県外居住の受講希望者にあつては，鹿児島県農政部畜産課（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577））
- (3) 提出書類等の受付期間
- 令和 2 年 7 月 10 日（金）から同月 20 日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- なお，送付の方法により提出する場合は，令和 2 年 7 月 20 日の消印のあるものまで受け付ける。
- 7 受講願書及び受講等免除願の用紙の交付
- 家畜人工授精講習会受講願書及び家畜人工授精講習会受講等免除願の用紙は，鹿児島県農政部畜産課並びに各家畜保健衛生所及びその支所において交付する。
- なお，これらの用紙を送付の方法により請求するときは，宛先及び郵便番号を明記し，84 円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 8 受講手数料
- 34,500 円（講習会の初日に鹿児島県収入証紙により納付すること。）
- 9 受講者の選考
- 受講申込者が講習会の定員を超えるときは，受講申込者に対し次により実施する試験の成績，地域の実情等を考慮して受講者を選考する。
- (1) 試験の日時
- 令和 2 年 8 月 11 日（火）午後 2 時から午後 4 時まで
- (2) 試験の場所
- 鹿児島県庁（行政庁舎 7 階）共用会議室 7-A-2
- (3) 試験の内容
- 畜産についての筆記試験
- (4) 試験手数料
- 無料
- (5) 試験の通知
- 試験を実施する場合は，令和 2 年 7 月 28 日（火）までに受講申込者にその旨を通知する。
- (6) 受講者の決定通知
- 受講者として選考された者に対しては，令和 2 年 8 月 17 日（月）までにその旨を通知する。
- 10 その他
- 講習会についての照会は，鹿児島県農政部畜産課（電話 099-286-3223）又は各家畜保健衛生所若しくはその支所に対して行うこと。

鹿児島県選挙管理委員会告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和2年6月16日鹿児島県選挙管理委員会告示第19号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

令和2年7月3日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄	
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	27, 142	
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	269, 635	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区	150, 123
	鹿屋市・垂水市区	32, 144
	枕崎市区	5, 936
	阿久根市・出水郡区	8, 670
	出水市区	14, 649
	指宿市区	11, 389
	西之表市・熊毛郡区	11, 519
	薩摩川内市区	26, 088
	日置市区	13, 394
	曾於市区	10, 128
	霧島市・始良郡区	36, 968
	いちき串木野市区	7, 847
	南さつま市区	9, 591
	志布志市・曾於郡区	12, 199
	奄美市区	13, 637
	南九州市区	9, 869
	伊佐市区	7, 310
始良市区	21, 294	
薩摩郡区	5, 909	
肝属郡区	10, 285	
大島郡区	16, 625	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	269, 635	
地方自治法第86条第1項に基づく副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超		

える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	

公安委員会規則

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 7 月 3 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

鹿児島県公安委員会規則第7号

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番，駐在所等の名称，位置及び所管区に関する規則（昭和39年鹿児島県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表鹿児島南警察署の部谷山中央交番の項中「上福元町（分割），希望ヶ丘町，下福元町（分割）」を「希望ヶ丘町」に，「，西谷山二丁目」を「～四丁目」に改め，同部中山交番の項中「上福元町（分割）」を「上福元町」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。